

求人・求職者のみなさまへ

事業所名 株式会社 GME

取扱職種の範囲等

- ・当事務所の取扱職種の範囲等は、国内・インドネシア共和国・全職種です。
- ※国外においては出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介

手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料
別紙の手数料表により申し受けます。
- ・求職者から徴収する手数料
手数料は一切申し受けません。

苦情の処理に関する事項

- ・苦情処理の担当者は、職業紹介責任者の青山純也です。
- ・苦情の申出があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の青山純也です。
- ・収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。
- ・求人者又は求職者から知り得た個人的な情報については、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

返戻金に関する事項

- ・別紙の返戻規程の通りご返金いたします。

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 50 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

株式会社 GME

事業所の名称及び所在地 群馬県高崎市片岡町一丁目1番5号